

クーリンカード倶楽部会員規約改定のお知らせ

2015年11月6日より、クーリンカード倶楽部会員規約を改定いたしましたのでお知らせいたします。

改定内容は、以下の通りです。

----- 【削除前】第2条10号 更新手続き 第10条（会員資格の更新）に規定する手続きをいいます。 -----	⇒	【削除】 第2条10号 更新手続きに関する定義を削除致しました。 -----
【改定前】第10条 会員資格の継続を希望する会員は、会員資格の有効期間が満了する日までに、当社所定の手続きを行い、会員資格の有効期間を新たに10年間更新することができます。 -----	⇒	【改定後】第10条 会員資格は、クリカで車券購入することにより、新たに10年間自動更新されます。 -----
【改定前】第33条 会員は、払戻金及び返還金の債権の時効が完成する日の前日までに、キャッシュレス窓口、キャッシュレスチャージ精算端末機又はキャッシュレス投票端末機でクリカと暗証番号による認証を受けた場合は、その払戻金及び返還金を受領するとともに、電子マネーに交換したものとします。 -----	⇒	【改定後】第33条 クリカを利用しキャッシュレス投票端末機で車券を購入した場合、その払戻金及び返還金は、自動的に電子マネーとしてチャージされます。 -----
【削除前】第35条2項 第30条（車券の購入）第3項の規定は、前項の場合において準用します。 -----	⇒	【削除】 第35条2項 削除致しました。 -----
【改定前】第40条2項 前項に規定する有効期間の満了前に、クリカポイントを新たに取得した場合は、既に取得しているクリカポイントの有効期間は、新たに取得したクリカポイントの有効期間に更新されます。 -----	⇒	【改定後】第40条2項 前項に規定する有効期間の満了前に、クリカポイントを新たに取得した場合でも、既に取得しているクリカポイントの有効期間は更新されません。 -----
【改定前】第49条 当社は、次の各号に掲げる方の個人情報をその各号に定める日から1年間保存します。 (1) 入会を希望する方 入会を断った日 (2) 会員 会員資格を喪失した日。 -----	⇒	【改定後】第49条 当社は、会員資格を喪失した方の個人情報を1年間保存します。 -----